



平成27年5月28日

【照会先】

大阪労働局労働基準部安全課

(代表電話)06(6949)6496

報道関係者 各位

## 墜落・転落災害に歯止めを ～局長が建設現場のパトロールを実施～

大阪労働局長（中沖 剛）は、全国安全週間の準備期間に当たり、依然として後を絶たない墜落・転落災害について建設業界へ警鐘を鳴らすとともに、府内における死亡災害の撲滅を目指して、安全衛生パトロールを行う。

日時：平成27年6月2日（火）14：00～

場所：『大阪府立成人病センター整備事業』

（大阪市中央区大手前3丁目3番5）

### ○ 墜落・転落災害の発生割合は40%

平成27年の大阪府内の建設業における死傷者数は155人、うち、63人(40.6%)が墜落・転落により被災しており、発生比率は、前年以降増加傾向にあります。

（4月30日現在）

起因物では、はしごや脚立からの墜落が最も多く、また、60歳以上の高年齢労働者が最も多く被災している状況です。（別添実施要領及び資料1～3を参照）

### ○ 「命綱GO活動」の取組

高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での安全帯の使用を徹底させるため、「命綱GO活動」を「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」の一環として展開しています。

（別添「命綱GO活動」リーフレットを参照）

### ○ 熱中症予防

パトロール当日は、墜落・転落災害防止対策と併せ、熱中症予防対策についても周知・啓発を行うこととしており、早い時期からの取組を促すこととしています。

# ゼロ災・大阪『安全見える化運動』 大阪労働局長 安全衛生パトロール実施要領

- 1 日 時 平成27年6月2日（火） 14:00～16:00
- 2 実施場所 大阪府中央区大手前3丁目3番5
- 3 工事名 大阪府立成人病センター整備事業
- 4 発注者 地方独立行政法人 大阪府立病院機構
- 5 事業主 株式会社 大阪メディカルサポート PFI
- 6 設計業務 日本設計・竹中工務店共同企業体
- 7 建設業務 株式会社 竹中工務店
- 8 作業所事務所 大阪府中央区大手前3丁目3番5 TEL 06-6949-2011
- 9 工事概要

建築面積 6,897.19㎡ 延床面積 68,344.01㎡  
構造・規模 RC造一部S造（免震構造）地下2階 地上13階 最高高さ 62.63m  
工期 2014年6月17日～2016年11月末日（29.5カ月）

## 10 タイムスケジュール

- 13:50 作業所集合（作業所仮設事務所2F会議室集合）
- 14:00 開 催 （場所：作業所仮設事務所2F会議室）  
大阪労働局長挨拶  
総括作業所長挨拶  
工事概要等説明
- 14:40 安全衛生パトロール開始
- 15:40 安全衛生パトロール終了（場所：会議室）  
大阪労働局労働基準部安全課長講評、開催御礼
- 16:00 解散

### 《取材》

報道関係者からの取材を受け付けます。  
取材される方は、当日13時40分までに、西通用口でインターホンでお問い合わせの上、お入り下さい。

作業所には駐車スペースがございませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

（別添作業所案内図参照）

取材に当たっては、歩きやすい靴・服装にご留意下さるとともに作業所担当者の指示に従ってくださるようお願いいたします。

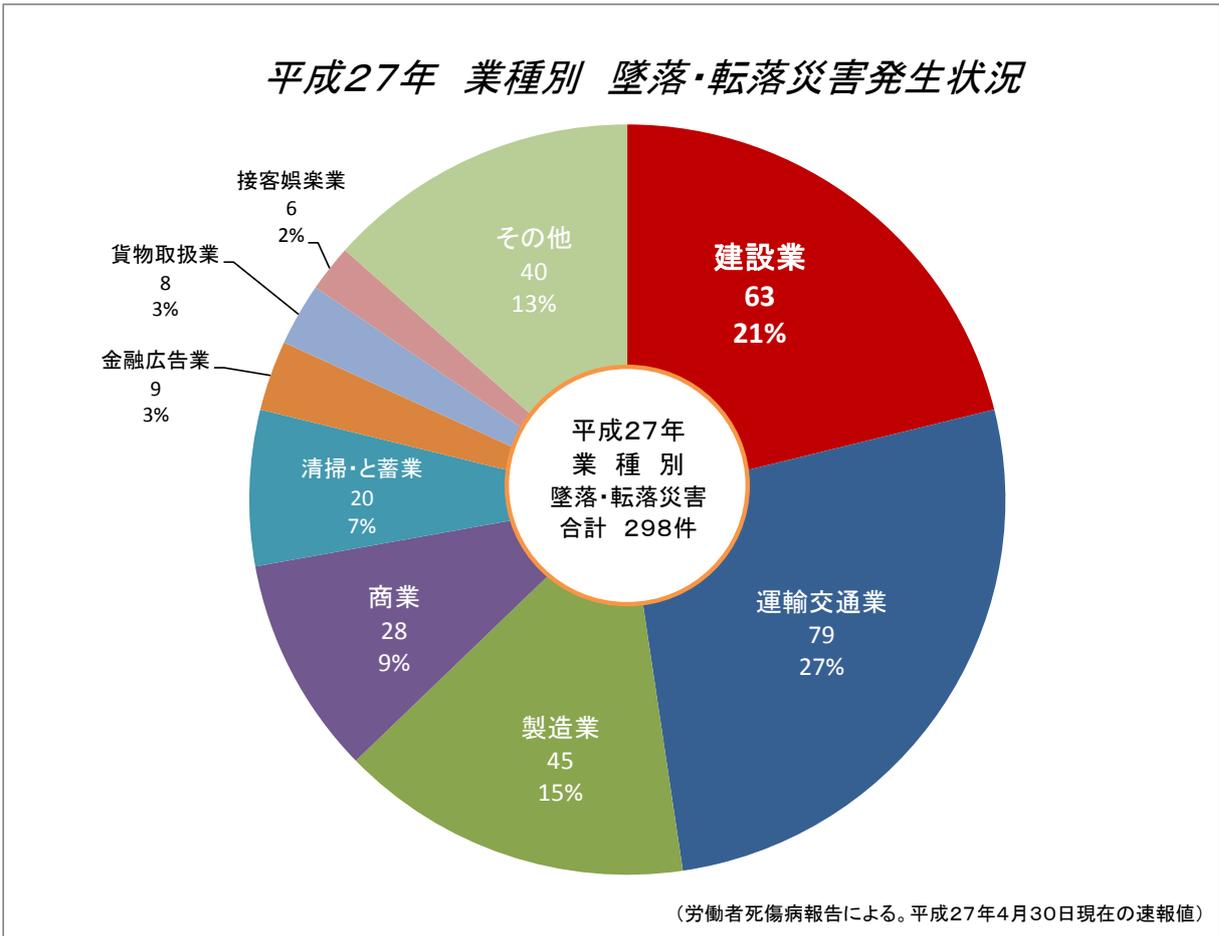
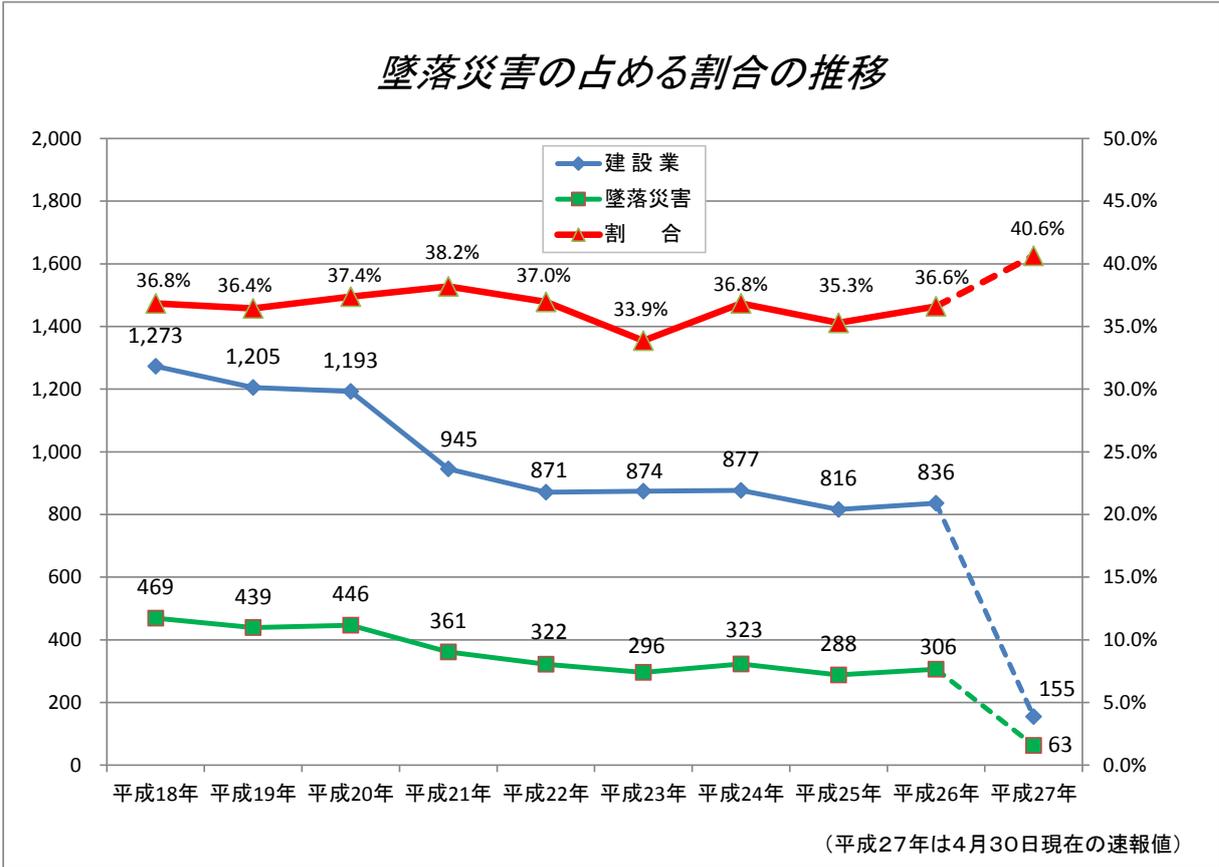
なお、ヘルメットは現場で用意しております。

(別添) 作業所案内図

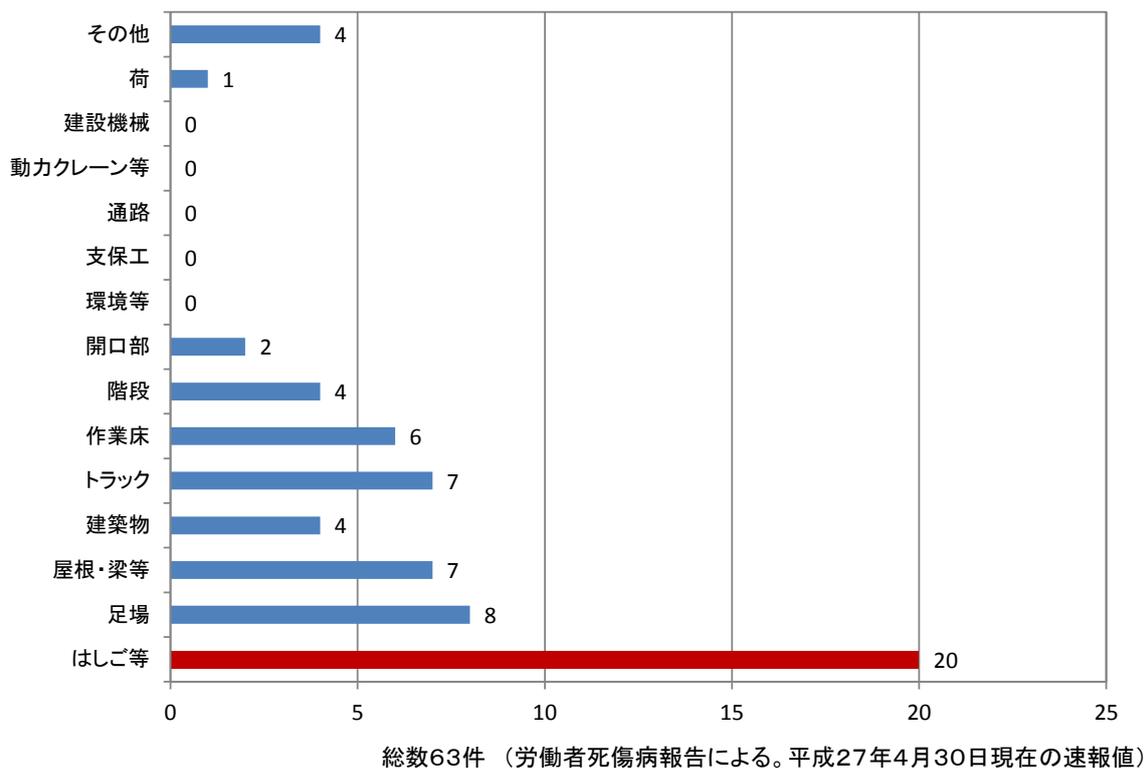
工 事 名	大阪府立成人病センター整備事業		
建 築 地	〒540-0008 大阪市中央区大手前3-3-5		
事 務 所	〒540-0008 大阪市中央区大手前3-3-5 (作業所内仮設事務所)		
最寄停留所名	大阪市営地下鉄谷町線「谷町四丁目駅」(1A出口より徒歩5分程度)		
事務担当者	山上 和也、小林 弘明、秋山 順子		
電 話 番 号	06-6949-2011	F A X 番 号	06-6949-2019



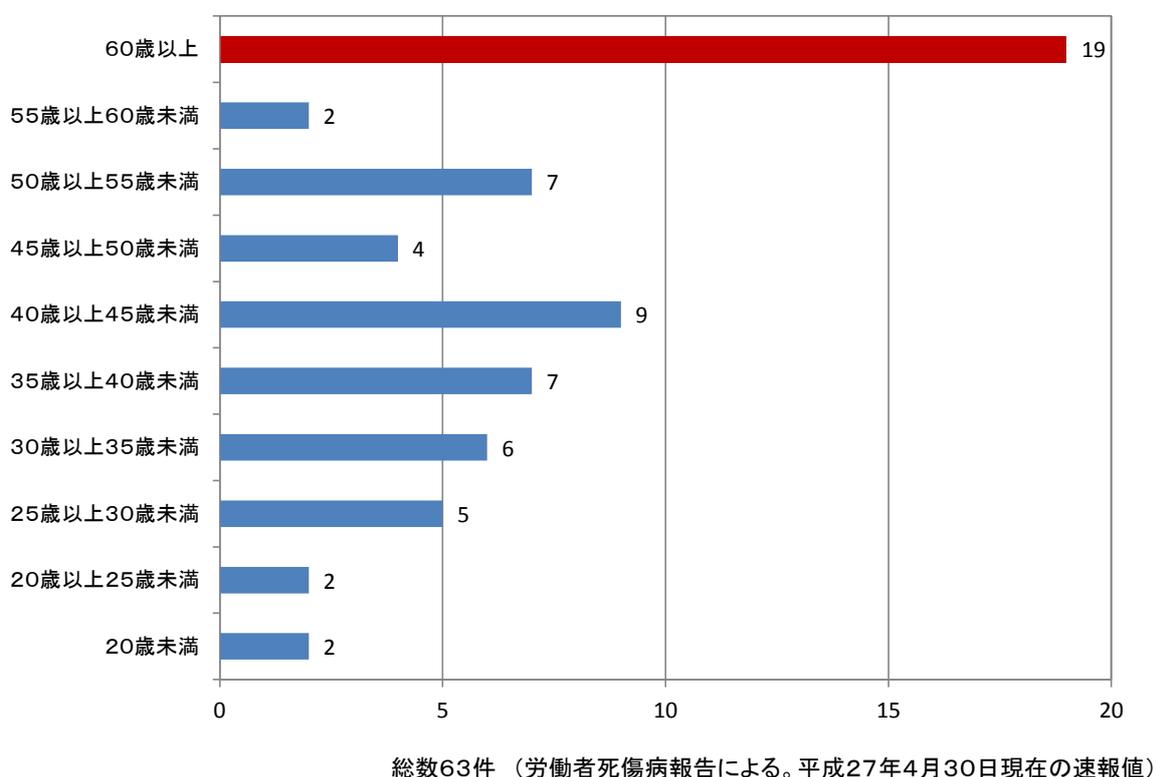
大阪府内の建設業における墜落・転落災害による死傷者数



## 平成27年 墜落場所(起因物)別 災害発生状況(建設業・大阪)

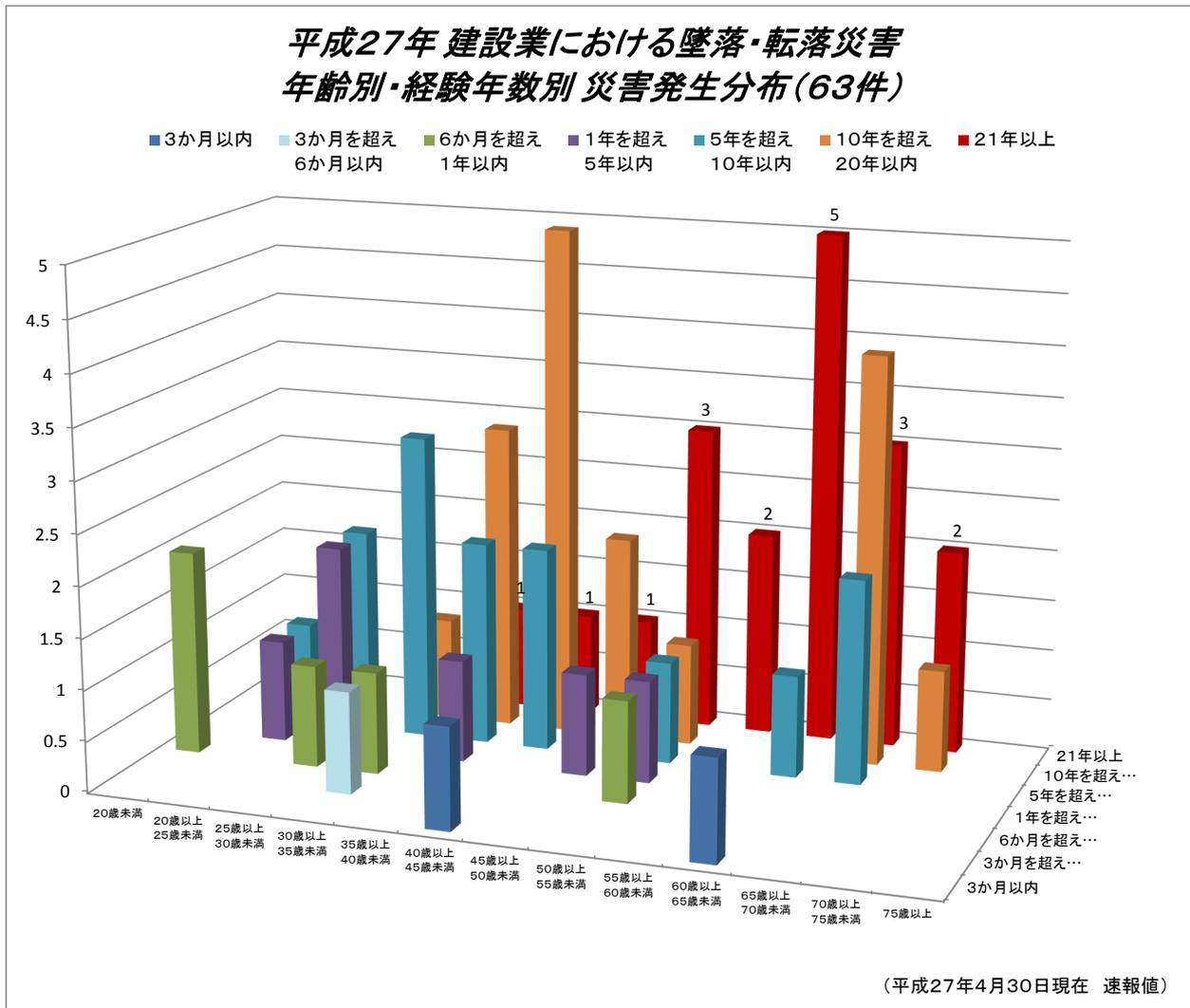


## 平成27年 年齢別 墜落災害発生状況 (建設業・大阪)



平成27年 建設業における墜落・転落災害 年齢別・経験年数別 災害発生分布

	3か月以内	3か月を超え 6か月以内	6か月を超え 1年以内	1年を超え 5年以内	5年を超え 10年以内	10年を超え 20年以内	21年以上	計
20歳未満			2					2
20歳以上 25歳未満				1	1			2
25歳以上 30歳未満			1	2	2			5
30歳以上 35歳未満		1	1		3	1		6
35歳以上 40歳未満				1	2	3	1	7
40歳以上 45歳未満	1				2	5	1	9
45歳以上 50歳未満				1		2	1	4
50歳以上 55歳未満			1	1	1	1	3	7
55歳以上 60歳未満							2	2
60歳以上 65歳未満	1				1		5	7
65歳以上 70歳未満					2	4	3	9
70歳以上 75歳未満						1	2	3
75歳以上								0
計	2	1	5	6	14	17	18	63

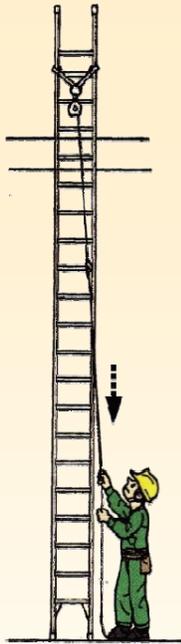


# 作業ごとの墜落防止対策

## はしごからの墜落防止

はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行きましょう。

- はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全帯を使用できるようにすること。
- はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
- 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
- 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
- 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
  - ①全体の長さは9m以下とすること。
  - ②継手が重ね継手の場合は、接続部において1.5m以上を重ね合わせ、2か所以上で固定すること。
  - ③継手が突合せ継手の場合は、1.5m以上の添木を用いて4か所以上で固定すること。
- はしごの立てかけ角度は75度以下とすること。
- はしごの先端は屋根の軒先等より60cm以上突き出すこと。



はしごは昇降するための用具です。これに登っての作業はやめましょう



## 可搬式作業台・脚立作業の墜落防止

### 各社の墜落災害防止取組事例

#### A社の事例 「立ち馬使用心得」

- 上部に安全帯取付可能な場所では安全帯を使用すること
- 天板が水平で安定した状態で作業すること
- 昇降面に背を向けたり荷物を持ったまま昇降しないこと
- 昇降時は手掛り棒を使用すること
- 天板上では足元をよく確認して作業すること
- 昇降用踏み棧上では作業しないこと
- 天板上に同時に二人以上のらないこと
- 天板上に脚立、他の作業台等をのせて使用しないこと
- 物をのせたまま移動しないこと
- 体を乗り出して作業しないこと
- 長辺方向を壁と平行にして無理に押したり引いたりする作業をしないこと
- 積載荷重(150kg)を超えて人・物をのせて作業しないこと。



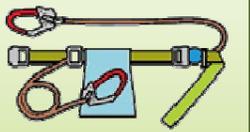
#### B社の事例 「脚立は許可制」

- 2m以上の長尺脚立は原則使用禁止とする。
- 2m以上の高所危険作業で安全帯が使用できない場合は全面使用禁止とする。
- やむを得ず使用する場合は、足場が設置できない狭小部のみに限定し、届出制とする。

⇒作業所長(統括安全衛生責任者)がその都度、使用の可否を判断し、承認する



# ゼロ災大阪 命綱GO活動

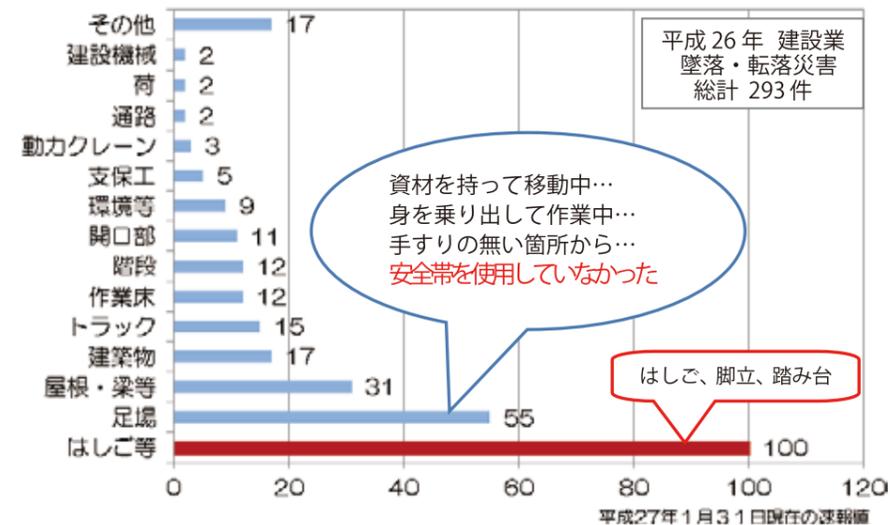


## スローガン

いのちづな つか ぎょう たいせつ いのち  
「命綱使ってつなGO大切な命」



## 墜落場所別 発生状況 (建設業・大阪)



資材を持って移動中…  
身を乗り出して作業中…  
手すりの無い箇所から…  
安全帯を使用していなかった



## 命綱GO活動のポイント

- 安全帯着用確認**  
建設現場へ入場する際、安全帯を着用しているか確認しましょう。
- 安全帯使用確認**  
適宜作業場所を巡視し使用状況を確認しましょう。
- 安全帯の点検**  
安全帯の点検状況を確認し適正な安全帯を使用するよう指導しましょう。
- 危険体感教育の実施**  
危険を体感させるようなビジュアル教育を実施しましょう。
- 安全帯取付設備(親綱)の設置**  
規格を具備した親綱を適正に設置しましょう。
- 作業手順の見直し**  
安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し周知しましょう。



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 1 安全帯の着用&使用と唱和

「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことのルール作りを行いましょう。

また、朝礼やKY活動の際、安全帯の着用状況を労働者同士が確認しあい、現場所長や職長のリードのもと

**「いのちつながり よし！」**

と全員で意識啓発のため唱和しましょう。

**何が何でも、安全帯100%使用**



## 2 安全帯使用確認 (作業場所の巡視の強化)

### 1 元方事業者

- (1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視しましょう。
- (2) 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。



### 2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等

- (1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業をSTOPさせ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。
- (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。

## 3 安全帯の点検

安全帯の規格(平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号)に基づく構造要件を具備した安全帯を使用することは当然です。作業に合った安全帯を選定し適切に使用しましょう。

ある現場で行った点検調査によると、**4人に1人が問題のある安全帯を使用**していることが認められています。

## 4 危険体感教育・訓練の実施

安全帯を確実に使用させるため、

- ・安全帯を親綱等に掛けること
- ・掛け替えながら移動すること

など「安全帯は身体の一部」という習慣づけを行う教育訓練を実施しましょう。

朝礼終了後、全作業員が梁に見立てた鉄骨上を二丁掛け安全帯を掛け替えながら歩行し、安全帯の試行と作業員の体調確認実施。(二日酔いなし!!)



## 5 安全帯取付設備の設置

- ・安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
- ・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。

安全帯を使用していたが、掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は【二丁掛け安全帯】を基本に

墜落時の衝撃緩和のため【ハーネス型安全帯】の採用



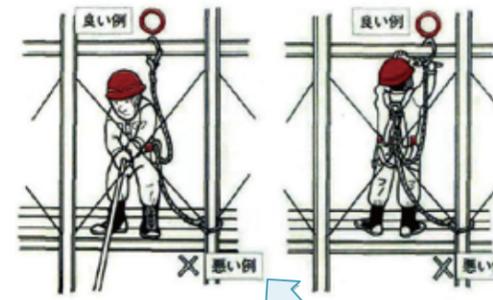
昨年こんな災害が

- ◆単管一側足場上を移動中、バランスを崩し墜落
- ◆単管一側足場上で作業中、メッシュシートを突き破って墜落

水平親綱の設置

## 6 作業手順に基づく作業の徹底

安全帯の使用に係る具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。



安全帯のフックを掛ける高さもわからずに作業しているヨ!

## 作業主任者の職務の徹底

足場の組立て等作業主任者は、

- ◆安全帯の機能を点検し不良品を取り除くこと  
(綱の損傷の有無、綱の径及び長さの適否、取付け金具の損傷の有無 など)
- ◆安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること

などの職務が法令で義務づけられています。

昨年こんな災害が

足場の解体作業にあたり、作業主任者が解体方法等の作業手順の指示を行った後、持ち場を離れ、作業員が解体手順を変更したため、足場が転倒し、1名が死亡した。

